

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（10）
2. 日時：令和2年4月21日（火）15時30分～18時50分
3. 場所：原子力規制庁9階B会議室（TV会議システムを使用）
4. 出席者：（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

実用炉審査部門

塚部管理官補佐※、義崎管理官補佐※、宮本主任安全審査官、御器谷安全審査官※、
角谷安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長※

専門検査部門

小坂企画調査官※、村尾企画調査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ マネージャー 他5名※

関西電力株式会社

原子力事業本部 品質保証G マネージャー 他9名※

中部電力株式会社

本店 原子力部 品質保証G長 他3名※

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年2月27日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年4月20日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 「リリース（次工程への引渡し）」と「プロセスの次の段階に進むこと」が同意であるのであれば、用語の使い方を統一すること。
 - 業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外委託する場合には、規則要求である自らのQMSで管理すべき要員と同様に当該プロセスを管理することが分かるよう記載を検討すること。
 - 「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの」の解釈における自然現象や人為による事象は、品質マネジメントシステムに係る要求事項であり設計管理に限定するものではないため、記載を見直すこと。
 - 規則に7規定する「意図した結果」とは、単に計画どおりに実施することではなく、活動することにより目的を達成することを意味していることから、その趣旨が分かるよう記載を検討すること。
 - 「コミットメント」の意味していることが保安規定を使用する人に理解できるよう検討すること。
 - 使用前事業者検査と自主検査等は、規則上明確に分けられていることを踏まえ、「検査

及び試験等」の記載については、「検査」と「試験等」の定義づけを行うなどして、記載を検討すること。

○「調達物品等」と「調達製品」の差異についての説明を充実すること。

○要求事項に対して活動範囲を限定するような記載ではなく、活動全体をその要求の対象とするよう記載を検討すること。

(3) 事業者から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし